入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年２月16日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局次長　杉野　浩茂

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

○第10号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　金沢港（大野地区）航路（－13m）浚渫外１件工事

⑶　工事場所　金沢市大野町新町地先及び金沢市戸水町地先

⑷　工事内容　本工事は、金沢港（大野地区）航路（－13m）及び泊地（－10m）の浚渫・土捨工を施工するものである。

⑸　工期　令和５年11月30日まで

⑹　本工事は、入札説明書等について、インターネットを介して配付を行う試行工事である。

⑺　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑻　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑼　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務づける工事である。

⑽　本工事は、本工事の競争参加資格申請書及び資料の提出者（以下、申請者という。）に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⑾　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑿　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⒀　本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承諾経路の自動化と電子納品を実施する。

⒁　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約となった場合は除く。

⒂　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⒃　本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下、技術指導者という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、申請者が選択できる。

技術指導者の配置を選択する場合の主任（監理）技術者は、令和４年４月１日時点で満40歳未満の者とする。

⒄　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

⒅　本工事は、「若手技術者の配置」「働き易い職場環境の整備」及び「担い手育成活動の実施」について評価する工事である。

⒆　本工事は、発注者が想定する標準工程表を契約後に提示する「工程提示型」の試行工事である。

⒇　本工事は、出来高に応じた部分払を選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。

なお、選択にあたっては、落札決定後、速やかに支出負担行為担当官に通知するものとする。

(21)　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。

(22)　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形測量、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

(23)　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(24)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

(25)　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、北陸地方整備局港湾空港部ホームページ（https://www.pa.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/kekka/koujisekkeisyo/）にて公表する。

(26)　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(27)　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

(28)　本工事は、港湾建設業等における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進し、港湾建設業等における海洋土木工の担い手を確保するため、受注者（元請企業）及び下請企業が「港湾工事パートナーシップ強化宣言」を行い、下請契約を締結する受注者に対し、現場管理費率を割増し、下請企業への波及効果を検証する「諸経費検証モデル」の試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、又は単体有資格者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　令和３・４年度の北陸地方整備局（港湾空港関係）における「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。

また、北陸地方整備局（港湾空港関係）における令和５・６年度「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格の申請を行い受理されていること。ただし、令和５年４月１日までに北陸地方整備局（港湾空港関係）における令和５・６年度「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けていない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

⑶　北陸地方整備局（港湾空港関係）における「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局次長（港湾空港関係）が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した「港湾等しゅんせつ工事」における客観点数が950点以上であること。）。

なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、上記の客観点数を750点以上とする。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成19年４月１日から本工事の公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に掲げる同種工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

同種工事とは、以下のとおり。

①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者　「港湾におけるポンプ浚渫船による浚渫工事」